

足立区議会議長 ただ太郎 様

足立区議会議員 16番 横田 ゆう 印

文 書 質 問 書

会議規則第60条の2第2項の規定に基づき、次のとおり文書質問書を提出します。

記

テ ー マ 及 び 質 問 項 目

高齢者補聴器購入費用助成について

足立区は令和2年度から、東京都の補助事業を活用し、高齢者補聴器購入費用助成を行っている。令和4年度154件（住民税非課税世帯、生活保護受給者）、令和5年度455件（所得要件944万以下）、令和6年度779件（所得要件の撤廃）、合計1,388名の方が支給されました。

東京都は、令和6年度から「聞こえのコミュニケーション事業」として、加齢性難聴に関する高齢者本人や周囲の早期の気づきと対応への支援により、本人のコミュニケーションの機会確保に向けた取り組みを進め、介護予防につなげる事業として①適正な補聴器支給（1/2補助）に加え、②加齢性難聴に関わる普及啓発（10/10補助）を補助対象とした。

わが党は、令和7年第2回定例会で補助上限50,000円の引き上げを求めたところ、「23区の中で中位に位置していると認識しており、現時点では上限額の引き上げは考えていない」と答弁がありました。しかし、一般的に補聴器は高額で、片耳10万円、両耳で20万円以上かかると言われており、購入したくても、購入できない方がいます。ある非課税世帯の方にお話を聞くと、「どうせ5万円では買えないから」と最初からあきらめているという事でした。このような方は少なくありません。

葛飾区、台東区では住民税非課税の方に対して144,900円補助、住民税課税の方は半額を助成しています。

1. 足立区でも、非課税者の補助上限を早急に引き上げるべきではないか。
2. また、補聴器が高額だと思い込み、購入を諦めてしまう方がいないよう50,000円程で購入できる補聴器がある周知を進めるべきではないか。
3. フレイル予防になる加齢性難聴の早期の気づきの重要性や、聞こえの相談と補助制度、補聴器利用の重要性についてについて、高齢者だけでなく、区民に対して、あだち広報やホームページ、ポスター等で普及啓発を進めるべきではないか。